

大阪府域における太陽光発電施設の
地域との共生を推進する体制
〈大阪モデル〉について

大阪府環境農林水産部
エネルギー政策課

目次

1. おおさかエネルギー地産地消推進プランについて
2. <大阪モデル> 構築までの経過について
3. <大阪モデル> について
4. <大阪モデル> における取組みについて
5. 課題、要望事項について

「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」について

2020年度までに大阪府・大阪市が取り組むエネルギー関連の施策の方向性を示した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」（以下「プラン」という。）を2014年3月に策定。

プランに示した3つの目標・方向性に基づき、府市が施策・事業を展開することにより、大阪府域での電力供給力の増加（地産）及び地域特性に応じた電力消費（地消）を推進することで、産業活動をはじめ大阪の成長や安定した府民生活と調和のとれた、新たなエネルギー社会の構築を目指す。

＜プランの目標＞

（1）再生可能エネルギーの普及拡大

大阪の地域特性を考慮し、太陽光発電の普及促進に力点を置き、2020年度までに府域で90万kW（住宅用：62万kW、非住宅用：28万kW）の太陽光発電の増加を目指します！

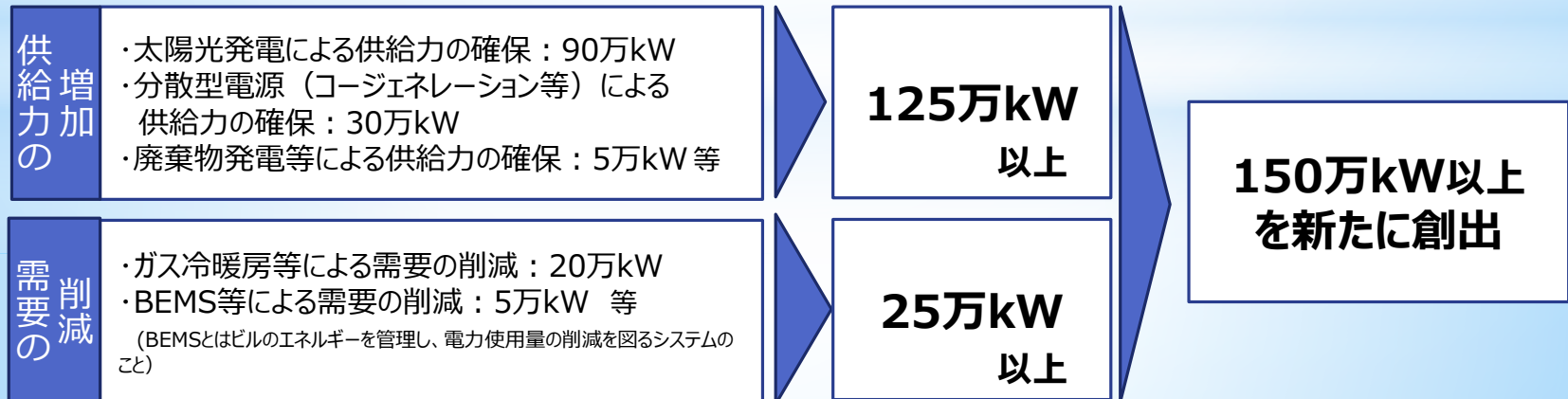
（2）エネルギー消費の抑制（省エネ型ライフスタイルへの転換等）

省エネ機器・設備の導入促進等を図り、エネルギーを有効利用して無理なくエネルギー使用量を削減できる省エネルギー社会の構築を目指します！

（3）電力需要の平準化と電力供給の安定化

ガス冷暖房等の導入により25万kWの電力需要を削減するとともに、分散型電源等（コージェネレーション等）の導入により新たに35万kWの供給力を確保します！

＜2020年度における効果（イメージ）＞



プランの進捗状況

| 2020年度までの目標値 (下段は累計の目標値) | | 2016年度末 達成状況 (下段は累計値) | 達成率 | |
|-----------------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------|
| 供給力の増加 | 太陽光発電 | +90万kW (約115万kW) | +58.2万kW (83.2万kW) | 64.7% |
| | 分散型電源 (コージェネレーション等) | +30万kW (約83万kW) | +3.7万kW (57.1万kW) | 12.3% |
| | 廃棄物発電等 | +5万kW (約28万kW) | +2.9万kW (25.7万kW) | 58.0% |
| 需要の削減 | ガス冷暖房等 | -20万kW | -19.2万kW | 96.0% |
| | BEMS等 | -5万kW | -3.7万kW | 74.0% |
| 合計 | | +150万kW | +87.7万kW | 58.5% |

<大阪モデル>構築までの経過について

- 府内においても太陽光発電施設の導入が大幅に増加している一方で、
- ✓ 必要な関係法令の手続きを行わずに事業に着手し、基準に不適合な施設が設置
 - ✓ 事前に地域住民に対して、十分な事業説明がなされない状況で事業に着手
- このような住民等とのトラブルが全国的に顕在化している中、府域でも一部地域でトラブルが発生。



【参考】平成27年度から29年7月までに府内で発生した苦情や、住民トラブルの状況について、全市町村にアンケート調査を実施。また、その後の市町村等からの聞き取り調査も含めた結果

| 内 容 | 件 数 |
|--------------------|-----|
| 土砂災害等への不安・懸念 | 11 |
| 景観悪化への不安・懸念 | 4 |
| 反射光による影響への不安・懸念 | 3 |
| 除草繁茂に関する問題 | 2 |
| 騒音に関する問題 | 1 |
| 自然公園内での開発に関する問題 | 1 |
| 農地転用に関する問題 | 1 |
| 電磁波による影響への不安・懸念 | 1 |
| 住宅隣接地での開発に対する不安・懸念 | 1 |
| 合 計 | 25 |

大阪府域は、「面積が狭小」「平野部の土地が高価」などにより、大規模な発電事業は、山間部とその周辺区域で比較的多く実施される傾向。そのため、山間部における土砂災害に関する不安・懸念などの苦情が多く発生している状況。

<大阪モデル> 構築までの経過について



<トラブルの事例>

設置場所：北摂地域の住宅地に隣接する山間部

設備容量：約400kW

事前に地域住民に対して十分な事業説明を実施せず、かつ、設置に必要な法令手続きも行われなかった状態で、土地の造成に関する基準に不適合な施設が設置。

⇒近隣のニュータウン自治会から苦情



<大阪モデル>構築までの経過について

FIT法改正により、

- 関係法令・条例違反など認定基準への違反が判明した場合、事業者に対して改善命令や認定の取消しを行うことが可能
- 「事業計画策定ガイドライン」が策定され、発電事業者が遵守すべき事項と法目的に沿った適切な事業実施のために推奨する事項が定められた。



- ✓ 府域全域で苦情やトラブルが頻発していない
- ✓ 改正FIT法やガイドラインをより効果的に活用



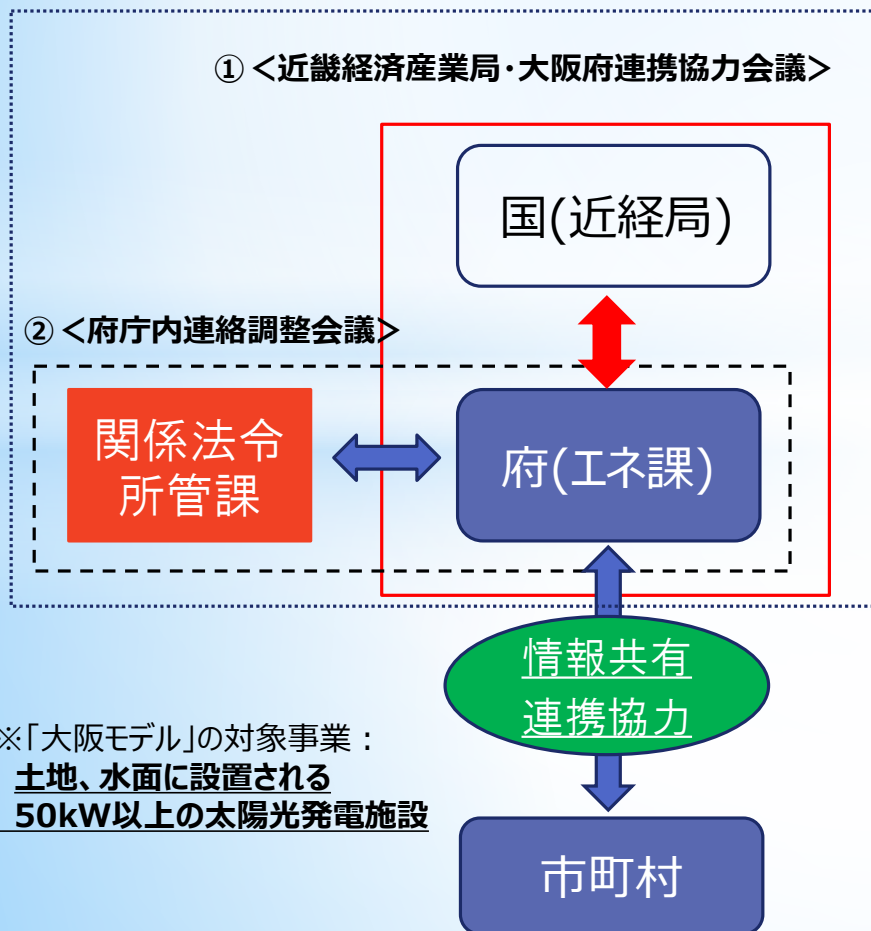
平成29年11月に関係機関（国、府、市町村）が「情報共有」「連携協力」し、トラブルの未然防止と解決を図る体制として<大阪モデル>を構築

<大阪モデル>について

大阪府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制 <大阪モデル>

太陽光発電施設の不適切な設置や事業者と地域住民とのトラブルの未然防止等を図り、もって地域との共生を推進するため、国・府・関係市町村の「情報共有」「連携協力」を図る場を設ける。

そのため、近畿経済産業局と大阪府の「情報共有」「連携協力」等を目的とした連携協力会議を設置する。あわせて、その会議で具体的かつ効果的な意見交換や検討が図れ、さらにその内容が円滑に実現できるよう、大阪府において、庁内に太陽光発電施設の関係法令所管部局による連絡調整会議を設置するほか、府内市町村における関連情報を把握するとともに、トラブル対応を支援する仕組みを構築する。



※「大阪モデル」の対象事業：
土地、水面に設置される
50kW以上の太陽光発電施設

① <太陽光発電施設の地域共生に向けた 近畿経済産業局・大阪府連携協力会議>

【構成員】・近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
・大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課

- ・FIT法、固定価格買取制度等に係る情報共有
- ・不適切案件及びトラブルの未然防止等に向けた取組みの検討・実施
- ・府内及び全国でのトラブル発生状況及びその対応についての情報交換
- ・必要に応じて、個別事案について部会を設ける 等

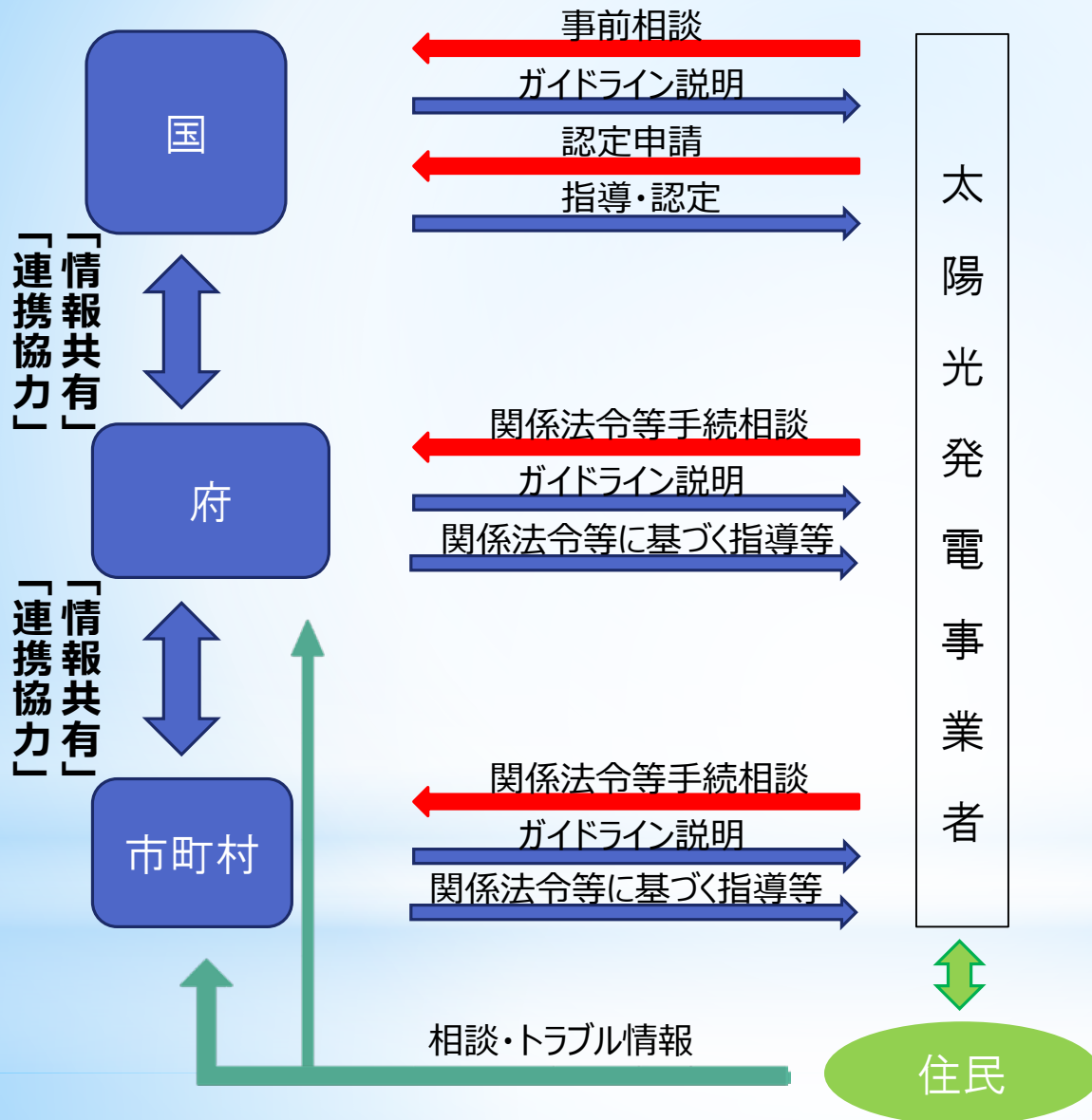
② <太陽光発電施設の地域共生に向けた 大阪府庁内連絡調整会議>

【構成員】・関係法令所管部局（庁内21課）

- ・FIT法、固定価格買取制度等に係る情報共有
- ・今後の設置見込みについて情報共有
- ・ガイドライン推奨事項の周知徹底に向けた意見交換
- ・各種苦情、トラブルへの対応状況の情報共有
- ・庁内における太陽光発電設備の設置に関する情報共有体制の構築・改善
- ・関係法令所管課の申請・認定情報閲覧システムの利用促進
- ・必要に応じて、個別事案について部会を設ける 等

必要に応じて、市町村など関係行政機関の出席を求める。

<大阪モデル>について



<トラブルの未然防止>

- 事業計画認定に係る「申請／認定情報」の共有
・府・市町村は、所定の手続きのもと、国から提供を受ける。
- 法令等遵守に向けた認定前の相談・対応状況の集約
・関係法令等所管部局・市町村への相談状況及び対応状況をエネルギー政策課に集約。必要に応じて、近畿経済産業局へ情報提供。
- 事業計画策定ガイドラインの周知徹底
・事業者に対し、あらゆる機会を捉え、ガイドラインに沿った適切な事業実施を求める。

<トラブル対応>

- 国、府、市町村が役割分担のもと、連携協力
・関係法令、ガイドライン等に基づき、それぞれが事業者指導を行う。
- ・不適切な案件について情報共有し、連携して市町村の対応を支援する。

<大阪モデル>における取組みについて

<大阪モデル> 運営マニュアルの作成

国、大阪府、市町村それぞれの担当者が、適正に<大阪モデル>の取組みを進めていくよう、<大阪モデル>運営マニュアルを作成し、関係者で共有。

大阪府域における太陽光発電施設の
地域との共生を推進する体制（大阪モデル）
運営マニュアル

平成 30 年 7 月

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課

<主な内容>

○新たな太陽光発電事業計画の情報共有

資源エネルギー庁がHPで定期的に公表している新規認定案件や、大阪府、市町村で関係法令の手続きや事前協議などで太陽光発電事業が確認された案件の情報共有を行う。

○トラブルの発生における対応

地域住民等からトラブルが報告された場合において、関係者で情報共有し対応を検討するとともに、必要に応じて、個別に部会を設置して国・府・市町村が連携協力して対応の検討を進めていく。

○その他

大阪モデルの運営の参考となる国からの通知文書等を添付。

<大阪モデル>における取組みについて

<大阪モデル>リーフレットの作成

国が策定した「事業計画策定ガイドライン」に記載されている主な遵守事項や、太陽光発電施設の設置に関係する主な法令等の一覧を示したリーフレットを作成し、発電事業者への周知などに活用。

(H30.1)

太陽光発電施設の設置には「事業計画策定ガイドライン」が適用されます。

※以下の条項に基づく事業計画策定の申請を行う事業者、及び申込を受けた事業計画に基いて事業を実施する事業者が対象です。

太陽光発電施設の設置にあたって、国が発電事業者に求める事項として、平成29年3月に「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）が策定されました。もくろみ、地域と共生した事業計画の「企業立案」、「設計・施工」において求められている主な事項は次のとおりです。

<要点>

- 関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。
- 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。
- 防災、環境保全、景観保全を考慮し、計画、設計、施工を行うよう努めること（関係法令又は条例を遵守している場合、さらに対策が必要になる場合や、関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても配慮が必要になる場合がある）。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。
- 容易に第三者が突進設備に近づくことがないように、適切な措置を講ずること。

「運転・管理」、「撤去」に関して求められる事項も掲載されていますので、事業計画ガイドラインの趣旨を十分に理解し、適切に対応していただきますよう、お願いします。

なお、遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、F・I・T法に規定する指導・勧告、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性があることに注意ください。

※認定価格員取組委員会についてはコチラ
http://www.enecho.met.go.jp/category/saving_and_new/saiana/kator/index.html
 経済産業省資源エネルギー庁-環境部エネルギー政策課 TEL:06-6966-6043

※「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」など法令集はコチラ
http://www.enecho.met.go.jp/category/saving_and_new/saiana/kator/ftLegal.html

本紙に関するお問い合わせは
 大阪府環境農林水産部エネルギー政策課(大阪府茨洲庁舎2階) TEL:06-6210-9254

<太陽光発電施設設置に関係する主な法令等一覧(1/3)> http://www.enecho.met.go.jp/category/saving_and_new/saiana/kator/ftLegal.html
 ※本一覧は主な法令等の一覧であり、市町村が所管する条例類、他の法令等の手続等が必要になる場合があります。

| 関係法令 | 主な手続の概要 | 相談・申請先 | 所庁関係機関 |
|-----------------------|---|--|--|
| 電気設備技術基準 | 一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事前に電気設備技術基準の適合が認められること、また、設置する場合は、この他の施設の設置等と調整すること。 | 【電験1種】 電気技術者試験センター 【電験2種以上】 各市町村の電気部 | 電気技術者試験センター 各地域電力会社 |
| 都市計画法 | 特別地区(特定用途地域)内の行為許可 | 市町村 | 市町村 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 国土利用計画法(農用地の転用)に関する法律 | 農用地(特定農用地)内の行為許可 | 市町村 | 市町村 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 自然保護法 | 自然保護法(特定用途地域)内における行為許可、自然保護法の関係と関係する施設等の設置 | 国土利用計画法 市の建設委員会 | 国土利用計画法 市の建設委員会 |
| 大正時代建築法(大正時代建築法) | 特別地区(特定用途地域)内における行為許可 | 市町村 | 市町村 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 大正時代建築法(大正時代建築法) | 土地建物の行為許可(一定規模以上) | 市町村 | 市町村 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 森林法 | 林地等(特定用途地域)内における行為許可、伐採及び伐採後の造林の着手手続 | 【林地等許可】 国土利用計画法 【伐採許可】 市町村 | 国土利用計画法 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 農地法の関係(農地法)に関する法律 | 農地(特定農用地)内における行為許可、農地の転用(特定農用地)内における転用等の申請 | 国土利用計画法 市の建設委員会 農地法関係 農地法関係 農地法関係 農地法関係 | 国土利用計画法 市の建設委員会 市の建築委員会 農地法関係 農地法関係 農地法関係 |
| 環境影響評価法 | 環境影響評価手続(一定規模以上の開発行為によるもの) | 国土利用計画法 農地法関係 農地法関係 農地法関係 | 国土利用計画法 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 大正時代建築法(大正時代建築法) | 環境影響評価手続(一定規模以上の開発行為によるもの) | 国土利用計画法 農地法関係 農地法関係 農地法関係 | 国土利用計画法 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 土壌汚染対策法 | 土地の汚染防止に関する手続(一定規模以上) | 国土利用計画法 農地法関係 環境法関係 市町村 | 国土利用計画法 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 運動施設法 | 施設にまつ(運動)施設を建設する手続、施設を有する手続、-施設関係の委員会等 | 市町村 | 市町村 |
| 指定施設法 | 施設にまつ(運動)施設を建設する手続、施設を有する手続、-施設関係の委員会等 | 市町村 | 市町村 市の建設委員会 市の建築委員会 |
| 大正時代建築法(大正時代建築法) | 高層にまつ(運動)高層に建設する手続、施設を有する手続、-施設関係の委員会等 | 市町村 | 市町村 |
| 土地改良法 | 土地改良施設の建設の許可申請手続 | 農地法関係 | 農地法関係 農地法関係 |
| 国土利用計画法(農用地の転用)に関する法律 | 農用地(特定農用地)内の開発手続 | 市町村 | 市町村 市の建設委員会 |

<大阪モデル>における取組みについて

市町村条例の雛形の作成

現在、トラブルの長期化で対応に苦慮している市町村も見受けられることから、太陽光発電設置に関して制限を加える条例の雛形について、年内の策定を目標に作成中。

雛形は、市町村に条例の制定を求めるものではなく、あくまで市町村が条例の制定を検討する際の参考となるよう、府域でのトラブル事例やこれまで全国約40の自治体で制定された条例を参考に作成。

※参考 府内における条例制定状況
2018年3月に箕面市が条例を制定。

(案)

〇〇市町村の太陽光発電事業と地域との共生に関する条例 雛形

(目的)

第1条 この条例は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために、市町村、事業者及び市町村民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、住民の生活環境等について適正な配慮が行われ、地域と共生して調和のとれた太陽光発電の利用の促進を図ることを目的とする。

第1条 この条例は、太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市町村の環境の保全に寄与することを目的とする。

本条例の目的については、条例を制定する市町村によって、記載する方針が異なることが想定されるため、ここでは2案提示することとした。

まず上案は、太陽光発電事業について、規制することではなく、地域と共生を図り適正な施設の配置を実現したうえで太陽光発電施設の普及促進を進めていくという方針を本文で示したものである。

また、下案については、太陽光発電施設が生活環境等に影響を及ぼす可能性があることを踏まえたうえで、普及促進に関する記述は示すことなく、「太陽光発電施設の設置や管理に関する基本的かつ必要な事項を定める」という本条例の方針と制定した目的のみを示したものである。

全国の太陽光発電事業に関する条例（以下「全国の条例」）では、上段のように普及促進、推進することを明記したものと、下段のように太陽光発電施設の設置への影響とその対応についてのみ明記したものが、いずれも制定されており、傾向として下案が比較的多く採用されている状況である。

なお、本条例については、太陽光発電施設に対する市町村の方針等を反映することとなる重要な事項であることから、記載する内容については、各市町村で十分検討する必要がある。

(基本理念)

第2条 本市町村の生活環境、景観その他自然環境は、市町村民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市町村民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、市町村民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

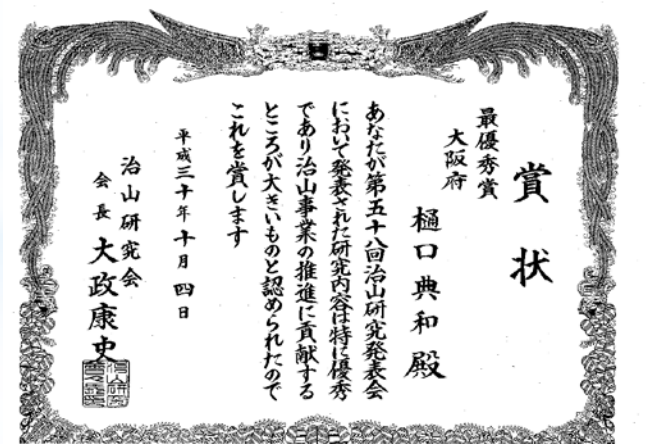
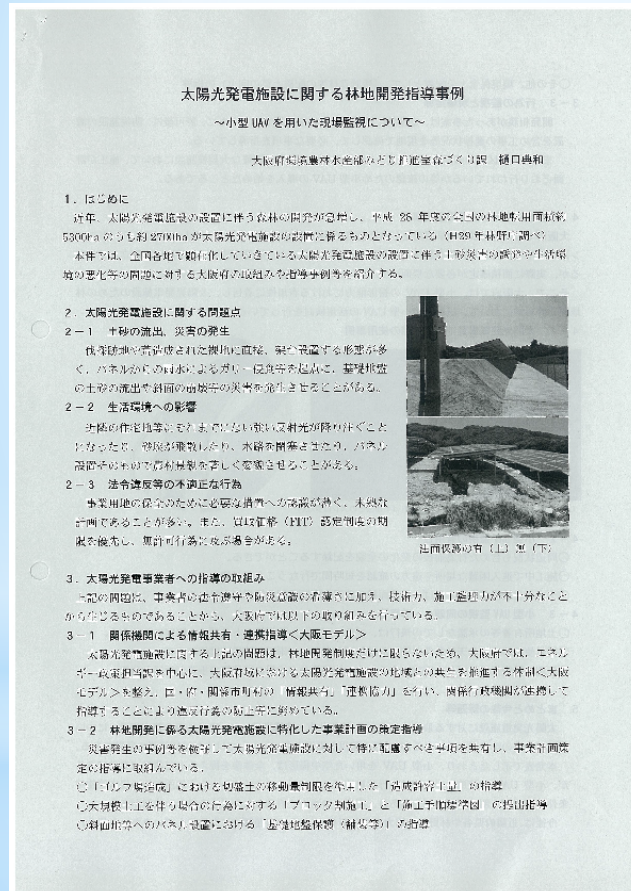
<大阪モデル>における取組みについて

治山研究発表会において最優秀賞を受賞！

本年10月3日、4日に開催された治山研究会（林野庁）主催の治山研究発表会において、大阪府から指導事例発表。

タイトル：太陽光発電施設に関する林地開発指導事例
内容：<大阪モデル>による情報共有体制の取り組み
林地開発事案における事業計画の策定指導
小型ドローンを活用した現場監視の事例

講評：府の情報共有体制や指導対応の工夫などが評価され、最優秀賞を受賞。



課題、要望事項について

○事業計画認定箇所の位置の特定作業に時間が必要

公表されている事業計画認定箇所の位置に関する情報が、認定箇所の地番のみとなっているため、担当者が法務局に行って地籍図や公図を取得しており、具体的な場所の特定に時間を要している。

○事業計画認定箇所の申請情報の提供が不十分

FIT法の事業計画認定箇所の申請情報提供システムで、現在、提供されているのが50kW未満の事業のみとなっている。

<大阪モデル>は50kW以上を対象としており、申請段階の情報が早期に提供されることで、よりトラブルの未然防止の効果が期待できる。



私見で恐縮ですが。。。

台風、豪雨、竜巻、猛暑など気候変動がますます顕著になりつつある我が国において、再エネ普及は大きな命題。FIT法は再エネ普及になくってはならない制度。

国の協力のもと、地域で起こるトラブルは地域性もあることから、地域が中心になって解決していくべき。

今後も国の協力をお願いしつつ、関係者が一体となって適正な再エネ普及に取り組んでいきましょう！

<大阪モデル>に関するお問合せ先

大阪府環境農林水産部
エネルギー政策課スマートエネルギーグループ

住所 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階

電話 06-6210-9254・9255（直通）

HP http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/pv_tekisei.html